

国別ジェンダー情報整備調査 ブルキナファソ国

最終報告書

平成 25 年 3 月

(2013 年)

独立行政法人 国際協力機構

(JICA)

委託先

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

基盤
JR
13-167

国別ジェンダー情報整備調査
(ブルキナファソ国)

目 次

要約	ii
略語表	iv
地図	vi
1. 基礎指標	1
1-1 経済社会関連指標	1
1-2 保健関連指標	3
1-3 教育関連指標	4
2. ジェンダーに関する概要と政府の取組み	6
2-1 ブルキナファソの女性の概況	6
2-2 ジェンダーにおけるブルキナファソ政府の取組み	10
2-3 ナショナル・マシナリー	13
3. 主要セクターにおける女性の現状	17
3-1 教育分野	17
3-2 保健・衛生分野	23
3-3 農業分野	27
3-4 経済活動分野	29
4. 実施中の JICA 事業でのジェンダー主流化状況	32
4-1 JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状	32
4-2 セクター毎のジェンダーに関わる活動事例	32
5. ブルキナファソにおける開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配 慮事項	35
6. 国際機関その他機関によるジェンダー関連援助事業	37
6-1. 援助協調の取り組み	37
6-2. 各援助機関におけるジェンダー関連支援	37
7. ジェンダー関連の情報源	40
7-1 関連機関・組織・人材リスト	40
7-2 関連文献リスト	41
8. 用語・指標解説	43

要約

ブルキナファソにおけるジェンダー情報要約

ブルキナファソにおける女性の概況

- ブルキナファソには 60 あまりの民族が居住し、それぞれの民族が様々な習慣・文化を持っており、男女の社会的な関係性は民族により異なる。また、女性の社会・経済的状況は都市部か地方かによって大きな違いがある。しかし、ブルキナファソにおいては男女の分業制が慣習として根付いており、総じて、女性の地位は男性に劣後している。
- 政府は、ジェンダー平等促進のための政策を策定、今後はこの政策に基づいた活動の実施、レビューが求められる。
- 女性の状況に改善はみられるもの、ジェンダー間の不平等には、社会・文化・慣習的な要因があるため、人々の意識変革には今度も継続した努力が必要である。

ジェンダー政策

- ブルキナファソでは、憲法における男女平等が明記され、女子差別撤廃条約をはじめとした女性に関する国際的取極、条約を批准している。
- 2004 年の貧困削減戦略枠組では、開発におけるジェンダーの重要性が確認された。またこれに基づき、ジェンダー戦略策定の必要性が指摘され、2009 年に国家ジェンダー政策がまとめられた。

ナショナル・マシナリー

- 2013 年現在、女性地位向上ジェンダー省が、女性の地位向上及びジェンダー平等の推進の役割を担い、国家ジェンダー政策の実施機関となっている。女性地位向上ジェンダー省における予算不足は、大きな課題である。
- ブルキナファソの各省庁にはジェンダーグループが設置され、各省庁におけるジェンダー主流化が図られている。ジェンダーグループの構成員に対する能力強化を実施していくことが求められている。

教育分野におけるジェンダー概況

- ブルキナファソ政府は、基礎教育の推進のため、基礎教育開発戦略プログラムを策定、また識字率向上を目指し、「識字教育推進国家プログラム」を策定している。女子教育推進のため、「女子教育推進国家戦略」を 2012 年に採択し、女子教育推進は優先分野として位置づけられている。
- 初等教育における女子就学率は改善がみられるが、中等教育における女子就学率・女子修了率は低い数値に留まっており、今後の課題となっている。
- 女子教育の推進に当たっては、女子が教育を受けられる環境づくりが重要と認識されている。早期の妊娠・結婚などが女子教育における大きな課題である。

保健分野におけるジェンダー概況

- 母子保健の重要性が認識されるとともに、家族計画、HIV/AIDS、水・衛生の分野において、女性への取り組みが各所で行われている。

- 保健・衛生分野での改善はみられるものの、更なる改善が必要である。女性の保健施設へのアクセスや HIV/AIDS、性感染症の予防措置を妨げている問題の背景には、女性が男性よりも社会的・経済的に低い地位にいたるために、適切な行動を自ら取ることができなかつたり、男性に対して交渉をすることができなかつたりするという背景がある。

農林分野におけるジェンダー概況

- 農業はブルキナファソの主要産業である。生産される農産物の大部分は自給自足で消費されている。女性は、食糧生産の主な担い手となっているが、設備や資金へのアクセスは容易ではなく、女性をとりまく環境は厳しい。
- 政府は、男女平等な土地のアクセスを促進する方針であり、法律上も男女平等な土地所有が認められている。しかし、実際には、女性の土地所有は特に地方において困難であり、女性の経済的自立が妨げられる原因となっている。

経済分野におけるジェンダー概況

- ブルキナファソでは女性の協同組合による所得創出活動の促進が実施されている。
- 女性の金融へのアクセスは困難であるため、女性所得創出活動支援基金が設置され、女性に対する資金貸し付けを実施している。

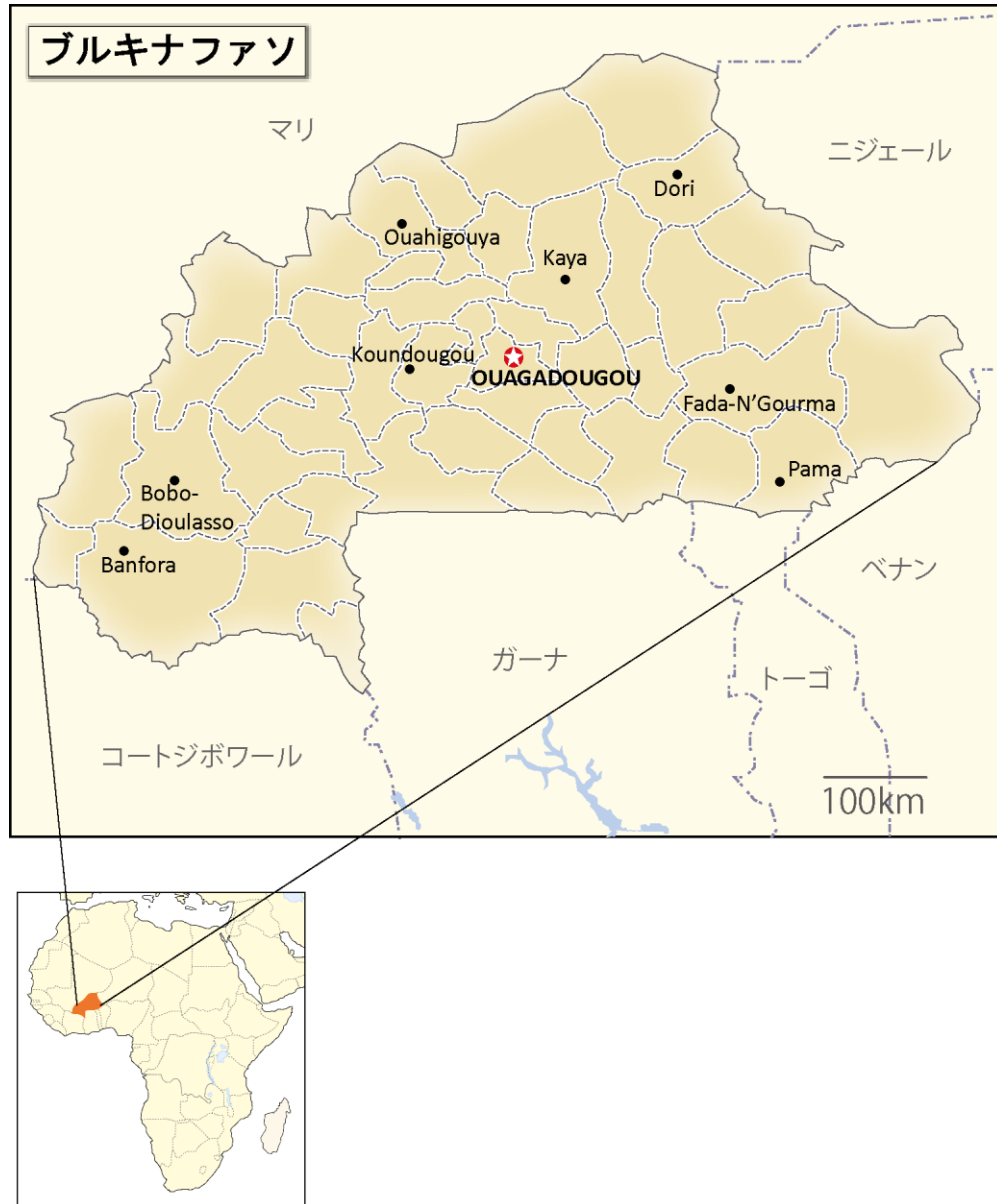
略語表

AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
CCG	Cadre concertation genre	ジェンダー・コンサルテーション・グループ
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CNLP	Comité national de lutte contre la pratique de l'excision	女性器切除対策国家委員会
CSLP	Cadre Stratégique de Lutte contre la Pauvreté	貧困削減戦略枠組
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EU	European Union	欧州連合
FAARF	Fonds d'Appui aux Activités Rémunératrices des Femmes	女性所得創出活動支援基金
FAO	Food and Agricultural Organization	国際連合食糧農業機関
FGM	Female Genital Mutilation	女性器切除
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus / Acquired Immunodeficiency Syndrome	人免疫不全ウィルス及び後天性免疫不全症候群
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
PNE	Politique nationale de l'emploi	雇用国家政策
PNG	Politique nationale genre du Burkina Faso	国家ジェンダー政策
SCADD	Stratégie de croissance accélérée et de développement durable	持続的な開発及び成長の加速化戦略文書
SNAEF	Stratégie nationale d'accélération de l'éducation des filles	女子教育推進国家戦略
UEMOA	West African Economic and Monetary Union	西アフリカ経済通貨同盟
UNDP	United Nations Development Programs	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

通貨交換レート
1FCFA (XOF) = 0.173 円
(2013 年1月現在)

本調査報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託し、2012 年 12 月より 2013 年 3 月までの期間に実施された現地調査及び文献調査に基づいて作成されたものです。本報告書は JICA が当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものであり、記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

地図



1. 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

経済社会関連指標							出典
社会指標							
国際開発指標		人間開発指数 (指数／順位)	ジェンダー開発指数 (指数／順位)		ジェンダーエンパワーメント指数		
	2011	0.331/181 位	NA		NA		(1)
	2005	0.370/176 位	0.364／154 位		NA		(2)
人口動態指数		総人口 (百万)	都市人口比率 (%)		年間人口 増加率 (%)	合計特殊 出生率	
		女性人口 比率 (%)		女性人口 比率 (%)			
	2011	17.0	50.35%	11.59%(2010)	NA	2.99%	5.812
	2006	14.6	50.51%	9.77%	NA	2.94%	5.998
		平均余命		世帯主別による世帯数			
		男性	女性	総計	男性世帯主	女性世帯主	
	2011	54.4	56.4	NA	NA	9.4% (4) (2003)	
	2006	52.1	53.9	NA	NA	NA	
経済指標							
		一人あたり GNI (USD)	実質 GDP 成長率	GDP デフ レーター	ジニ係数	開発援助額 /GNP	
	2011	570	4.16%	136.91	39.79(2009)	NA	
	2006	420	6.77%	110.40	39.6(2003)	NA	
部門別公共支出		保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他
	2010	13.49%	NA	NA	NA	NA	NA
	2006	16.21%	NA	NA	NA	NA	NA
		対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP
	2010	3.43%	NA	NA	NA	NA	NA
	2006	3.55%	NA	NA	NA	NA	NA
産業比率 (対 GDP 比)		農業	工業	サービス業	その他		
	2006	33.28%	22.36%	44.36%	NA		
	2001	36.62%	19.25%	44.13%	NA		
労働指標		総労働人口 (1,000 人)	女性比率	失業率	合計失業率	女性失業率	最低賃金
						男性	女性
	2006	7,544.2 (2010)	47.6% (2010)	2.3%	1.7%	NA	NA
	1998	5,169.4	48.3%	2.4%	2.6%	NA	NA
労働人口比率		農業	非農業部門				
			製造業	小売業	教育	社会サービス	
	労働人口 (千人)	NA	NA	NA	NA	NA	
	女性比率 (%)	NA	NA	NA	NA	NA	

ジェンダーギャップ指標		出典
経済活動の参加と機会		32 位／135 カ国
	労働人口参加	33 位
	賃金の平等	47 位
	推計所得 (PPP USD)	39 位

ジェンダー関連の取組み							
女性に関する国際条約批准・署名の有無					署名・批准年		
女子差別撤廃条約（CEDAW）					1987 年	(6)	
児童の権利条約					1990 年	(6)	
拷問等禁止条約					1999 年	(6)	
アフリカ人権憲章女性の権利議定書					2003 年	(7)	
意思決定参加率							
行政		議会	15.3%	民間	管理職	NA	(4)
		大臣	17.9%		専門技術職	NA	
		副大臣	NA				
ジェンダー関連政策					制定年	(8)	
国家女性政策（Politique Nationale Genre）					2009		
ジェンダー関連法律					制定年		
基本法					1991 年	(8)	
女性性器切除禁止法					1996 年	(9)	
選挙におけるジェンダーのクォータ導入令					2009 年	(10)	
ジェンダー関連国家組織							
ナショナル・マシナリー名： 女性地位向上ジェンダー省（Ministère de la Promotion de la Femme et du Genre）							

ジェンダーギャップ指標			出典
政治への関与		94 位／135 カ国	(5)
議会における女性		83 位	
閣僚の地位にある女性		82 位	
過去 50 年間女性が国家元首であった年数		58 位	

1-2 保健関連指標

保健医療指標								出典
人口に対する 保健医療サービス		病床数 (人口 1,000 人あたり)		医師数 (人口 1,000 人あたり)				(3)
		2010 0.4		NA				
乳児死亡率 (出生 1,000 あたり)	2011	全体		81.6		女兒	NA	(3)
	2006			87.2			NA	
5 歳未満児死亡率 (出生 1,000 あたり)	2011	全体		146.4		女兒	141.6	(4)
	2006			161.7			156.4	
結核による死亡率		合計		NA		女子	NA	
主要感染症による 死亡率		全体		NA		女子	NA	
1 歳児におけるワクチン接 種率(%)		BCG	三種混合	ポリオ		麻しん		(4)
		NA	91	NA		63		
リプロダクティブ・ヘルス		家族計画実行率		出産介助率		妊婦貧血率		(4)
	2006	17.4%		53.5%		NA		
		妊産婦死亡率 (10 万出生あたり)		合計特殊出生率		平均初婚年齢		(4)
	2011	300 (2010)		5.812		女性:19.4 (2003) 男性:26.1		
栄養		2011		経口補水療法 (ORT) 利用率		ヨウ素欠乏症		(4)
	2009	7%		NA		NA		
	2003	16.6%		NA		NA		
地域医療サービス		安全な水普及率(%)			衛生管理施設普及率(%)			(4)
		全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	
	2010	79	NA	NA	37 (11)	87 (11)	13 (11)	
	2005	70	NA	NA	NA	NA	NA	
HIV/AIDS		HIV 感染者数				HIV/AIDS に関する適正 な知識の保有率(%)		(3)
		全体	男性	女性				
				妊産婦		男性	女性	
	2011	1.1%	0.3%	0.6%	NA	NA	NA	
	2006	1.5%	NA	NA	NA	NA	NA	

ジェンダーギャップ指標			出典
保健と生存			100 位 / 135 カ国
出生時の男女比率			1 位
	健康寿命		104 位

1-3 教育関連指標

教育関連指標								出典	
教育制度	初等	6 年	中等	6・7 年	高等	NA	(12)		
成人識字率(15 歳以上)	全体	28.3%	男性	36.7%	女性	21%	(12)		
初等教育									
純就学率	2011	全体	63.2%	男性	65.2%	女性	61.1%	(3)	
	2005		43.5%		48.3%		38.5%		
進級率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA		
退学率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA		
中等教育									
純就学率	2011	全体	17.5%	男性	19.4%	女性	15.5%	(3)	
	2005		10.6%		12.4%		8.8%		
進級率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA		
退学率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA		
高等教育									
総就学率	2011	全体	3.9%	男性	5.1%	女性	2.5%	(3)	
	2005		2.1%		2.9%		1.3%		
進級率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA		
退学率	NA	全体	NA	男性	NA	女性	NA		
分野別高等教育就学率 (2011 年)		教育学	芸術	社会学・ ビジネス・ 法	理工学	保健	エンジニアリ ング・ 製造・建築	(4)	
女性			18.43%	21.86%	34.11%	9.10%	45.45%		9.09%
			サービス	農業	科学	その他			
			18.14%	23.9%	16.28%	54.55%			

ジェンダーギャップ指標		出典
教育		125 位／135 カ国
識字率		130 位
初等教育への就学		121 位
中等教育への就学		122 位
高等教育への就学		125 位

出所: (1) Human Development Report, UNDP, 2011

(2) Human Development Report, UNDP, 2007/2008

(3) World Development Indicators

(4) Gender Statistics, World Bank

(5) World Economic Forum, the Gender Gap Report 2012

(6) 国連ウェブサイト参照: <http://treaties.un.org/>

(7) African Commission on Human Rights: <http://www.achpr.org/instruments/women-protocol/>

(8) Ministère de la promotion de la femme, Document de la politique nationale genre du Burkina Faso, octobre 2009

(9) Population council, Analyse de l'évolution de la pratique de l'excision au Burkina Faso, mars 2006

(12) Quota Project : <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=22>

(10) Quota Project ウェブサイト:<http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=22>

(11)Ministère de l'Agriculture et de l'Hydraulique, Enquête nationale sur l'accès des ménages aux ouvrages d'assainissement familial 2010, Monographie Nationale, Octobre 2011

(12)Tableau de bord de l'Education de Base Année scolaire 2010/2011, Ministère de l'Education nationale et de l'alphabétisation, 2011

2. ジェンダーに関する概要と政府の取組み

2-1 ブルキナファソの女性の概況

ブルキナファソ国の女性の概況

- 1) ブルキナファソには 60 あまりの民族が居住し、それぞれの民族が様々な習慣・文化を持っており、男女の社会的な関係性は民族により異なる。また、女性の社会・経済的状況は都市部か地方かによって大きな違いがある。しかし、ブルキナファソにおいては男女の分業制が慣習として根付いており、総じて、女性の地位は男性に劣後している。
- 2) 政府は、ジェンダー平等促進のための政策を策定、今後はこの政策に基づいた活動の実施、レビューが求められる。
- 3) 女性の状況に改善はみられるもの、ジェンダー間の不平等には、社会・文化・慣習的な要因があるため、人々の意識変革には今後も継続した努力が必要である。

[概要]

サブサハラ地域に位置する内陸国であるブルキナファソは、1960 年にオート・ボルタとしてフランスから独立し、1984 年に「高潔な人々の国」という意味のブルキナファソに国名を変更した。1987 年、当時のコンパオレ法相は、サンカラ政権に対して、クーデターを起こし、1991 年には選挙を経て大統領に就任した。コンパオレ大統領は、1998 年、2005 年、2010 年の選挙で再選され、長期政権を維持している。

ブルキナファソは、13 地方 (région)、45 の県 (province)、350 の郡 (département) の行政区域に分割され、351 のコミューン、8228 の村落から構成されている。

約 60 の民族が居住し、40%以上はモシ (Mossi) が占める。その他にプル (Peulh)、トゥアレグ (Touaregue) などがある。宗教では、イスラム教が 60.5%、カソリックが 19%、原始宗教が 15.35%、プロテスタントが 4.2%である¹。

2013 年の人間開発指数では 187 の国・地域中 183 位と低い。貧困率は、43.9% (2009 年) であり、国民の約半分以上が貧困状況にある²。貧困率の地方間格差は大きく、北部地方の貧困率は、68.1%、東部地方は 62.2%、ブクル・デュ・ムフン (Boucle du Mouhoun) は 56%である³。

ブルキナファソの主要産業は農業であり、主要な輸出品目は、農産品では綿花、シアバターが挙げられる。また、天然資源を有するため、鉱業も盛んであり、金は主要な輸出品目となっている。

¹ CIA, World Fact Book 参照。 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>

² 貧困線は、1 年あたりの所得が 108,454FCFA である。貧困線は、食糧貧困線及び非食糧貧困線から構成される。食糧貧困線は 75,315FCFA であり、非食糧貧困線は、33,139FCFA である。

³ Ministère de l'économie et des finances, Analyses de quelques résultats des données de la phase principale de l'enquête intégrale sur les conditions de vie des ménages, EICVM 2009, septembre 2010, p.2.

[女性をめぐる概況]

ブルキナファソにおいては民族が様々な習慣・文化を持っており、男女の社会的な関係は民族により異なる。また、女性の社会・経済的地位は都市部か地方かによって大きな違いがある。一般的に女性の男性への従属関係がみられるが、例えばプルではモシよりも従属関係が比較的弱い。モシは男系民族であるが、西部や南西部には女系または男女両方の民族もある（ロビ、ダガラ等）⁴。

さらに、女子の初等教育の就学率についても、地方間の格差は未だに大きい。女子の教育修了率が低い、すなわち女子が学業を継続することが難しい背景としては、女子は家庭で様々な家事をするべきという考え方が根強いこと、女子は結婚した場合には他の家に嫁いでしまうために教育にお金をかけても無駄であり、男子に投資したほうがよいという考え方が社会に強いという点が挙げられる。また、結婚可能な法定年齢以前に、事実上の結婚をさせられるという強制的な早期結婚、学校において、生徒、教員、チューターなどによる暴力を原因とした妊娠を理由にして退学となる場合も多い。

12 から 17 歳の既婚の子供の割合は、全国レベルでは 6.5% である。地方によって割合は異なり、中央地方では 2.1% であるが、サヘル地方では 16.4% に上る。2006 年に実施された調査によれば、25 人に 1 人の割合の女性が 15 歳前に結婚したと回答している⁵。

その他、ジェンダーに基づく暴力 (Violence basée sur le genre: VBG) も深刻である。女性器切除 (Female genital mutilation: FGM) は、法的に禁止されているにもかかわらず、依然として行われ、女性の健康に悪影響を与えている。

[意思決定機構への参加]

ナショナル・マシナリーである女性地位向上・ジェンダー省の大臣が女性であることを初めとして、ブルキナファソでは 32 名中女性大臣は 5 名である (15.6%)。現在、127 名の国会議員の議席中、女性議員は 20 名程度と少ない割合である。2009 年時点での女性の割合は次のとおりである⁶。

⁴ Ministère de l'économie des finances, Etude pour la Formulation de la Politique nationale Genre du Burkina Faso Draft 3, mars 2008

⁵ UNICEF, Analyse de la situation de la pauvreté et de la vulnérabilité de l'enfant et de la femme au Burkina Faso, Décembre 2010

⁶ FNUP, Rapport national, Bilan de la Mise en œuvre du programme d'action de la conférence internationale sur la population et le développement quinze ans après (CIPD +15)

- 県知事:女性 2 名 (13 名中):15%
- 市長:女性 23 名 (351 名中):5%
- 市会議員:女性 6,400 名 (17,800 名中):35.8%
- 大使:女性 4 名 (28 名中):14.28%
- 領事:女性 1 名 (5 名中):20%

政府は、意思決定機構における女性の参画を促進しており、女性国会議員の支援も行っている。国会での各委員会における女性議員の参加推奨や活動支援の他、女性候補者に対する選挙キャンペーン実施に関するノウハウなどの研修も行っている⁷。

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

ブルキナファソにおいては、女性の地位は男性に劣後し、女性は男性の監督の下にあるという男性優位の考え方が根強い。ブルキナファソには多様な民族がいるが、モシ族において、男性優位の傾向が強い。また、一夫多妻制の民族も多い。

ブルキナファソでは男性と女性の分業制が社会に深く根付いている。他のアフリカ諸国でもみられるが、ブルキナファソでも水汲みから様々な家事は全て女性の仕事とされている。さらに食糧生産も女性の仕事とされている。女性の労働量は大きく、女子の就学率向上や女性の社会進出の障害となっている。

一般に、女性には自由意志による結婚は認められていない。また、ブルキナファソには、早期結婚の伝統もある。しかし、早期の結婚による、若年での妊娠・出産は、女性の健康や就学の継続の観点、さらに女性の社会・経済的地位向上の上では大きな課題となっている。また、夫が死んだ際には、妻はその兄弟の妻にさせられるといった慣行（レヴィレート：lévirat）も地方で行われている。一夫多妻制とともにこのような慣行は、性感染症の感染拡大の一因ともなっている。

女性器切除の慣習も根強く残っている。女性器切除は、1996 年に法律で禁止されており、この慣行による健康への悪影響が認識されつつある。しかし、女性器切除を生業とする人々もあり、未だに女性器切除は行われており、女性の健康において大きな問題となっている。

経済的な観点では、ブルキナファソにおいては女性が財産を持つことは難しい。一般に女性は財産を相続する権利がないとされる他、法律上では平等に土地の所有が認められているものの、地方においては女性が土地所有権を取得することは非常に難しい。このように財産がないことから、金融へのアクセスも困難となっている。こうした悪循環は、女性が男性に経済的に従属する構図を生み出している。

⁷ 女性地位向上・ジェンダー省へのインタビューによる。

その他、地方においては、高齢者の女性で子供がいなかったり、貧困であつたりする場合に、魔女とされて社会から迫害されるといった事例も報告されている。これは、子供がおらず、貧困状況にあるといった弱い立場にある高齢者の女性を社会的に排除する、という側面を持っており、このような事例への配慮も必要となる。

2-2 ジェンダーにおけるブルキナファソ政府の取組み

ブルキナファソ政府の取組み

- 1) ブルキナファソでは、憲法における男女平等が明記され、女子差別撤廃条約をはじめとした女性に関する国際的取極、条約を批准している。
- 2) 2004年の貧困削減戦略枠組では、開発におけるジェンダーの重要性が確認された。またこれに基づき、ジェンダー戦略策定の必要性が指摘され、2009年に国家ジェンダー政策がまとめられた。

[ジェンダー政策]

ブルキナファソ政府は、2009年に国家ジェンダー政策 (Document de la Politique nationale genre du Burkina Faso: PNG) を策定し、更に、2012年には大統領夫人により PNG の実施を促進するための会合が開催されるなど、ジェンダー平等の促進に向けた前向きな姿勢が示されている。

ブルキナファソは、1987年に「女子差別撤廃条約」を批准している。同条約のほかに、2003年に採択されたアフリカ人権憲章女性の権利議定書も批准している。

2004年の貧困削減戦略枠組 (Cadre Stratégique de Lutte contre la Pauvreté : CSLP) では、11の原則が掲げられ、その5番目にジェンダーが取り上げられ、経済社会の発展における女性の重要性が確認されるとともに、ジェンダーに関する国家戦略策定が推奨された。こうした背景から、ドナーの支援を受けつつ、2009年に PNG がまとめられた。

PNG 全体としての目的は、「男女の基本的な権利を尊重し、資源と意思決定への公平で平等なアクセスと管理を保障しながら、男性と女性が参加する公平な開発を推進すること」である。

■PNG の主要な個別目的

1. 基本社会サービスに対する男女平等のアクセスと管理
2. 参加型の経済開発、資源及び収入の公平なアクセスと分配の推進
3. 全ての段階における意思決定過程への男女の平等な参加
4. 全ての分野におけるジェンダーの制度化の促進
5. ジェンダーと開発分野におけるパートナーシップの推進
6. 男女の関係における公平と平等のための、人々の行動及び考え方の変化のために、情報及び啓発のメカニズムを発展させること

[女性と国家開発計画]

ブルキナファソにおける現在の国家開発計画は、2010 年 12 月に策定された「持続的な開発及び成長の加速化戦略化文書（Stratégie de croissance accélérée et de développement durable : SCADD）2011-2015」である。SCADD には、就学、識字教育における男女間の平等、女性の地位の向上、さらに全てのセクターにおけるジェンダー主流化を行うことが、成長の加速化のために重要であるという認識が示されている。SCADD で掲げられた 8 つの目標のうち、第 4 番目に「男女の平等と女性の自立（autonomisation）の促進」、6 番目に「母親の健康の改善」が挙げられている。直接に女性については言及していないものの、「万人のための教育の確保（第 3 目標）」、「5 歳未満の幼児の死亡率削減（第 5 目標）」、「HIV/AIDS、マラリアやその他の病気対策（第 7 目標）」においても、女子や女性への働きかけが重要であるといえる。

SCADD は 4 つの戦略軸を設定し、4 つ目の戦略軸に、開発政策とプログラムにおける分野横断的優先事項への配慮が挙げられている。この分野横断的優先事項としてジェンダーが挙げられている。

■SCADD の目標：

1. GDP 成長率 10%を目標とする
2. 最貧困と飢餓の緩和
3. 万人の為の初等教育の確保
4. 男女の平等と女性の自立
5. 5 歳未満の幼児の死亡率削減
6. 母親の健康改善
7. HIV/AIDS、マラリア、その他の病気対策及び感染予防

■SCADD の戦略軸

1. 成長の加速化
2. 人的資源の開発と社会保護の促進
3. ガバナンスの強化
4. 開発政策とプログラムにおける分野横断的優先事項の主流化

[ジェンダー関連法令]

国内法の観点では、ブルキナファソの憲法にあたる 1991 年 6 月 2 日基本法（Constitution du 2 juin 1991）が、第一部基本的な権利及び義務の第 1 条において、全てのブルキナファソ国民は

自由で平等であるとし、性別を理由とした如何なる差別も禁止している。

ブルキナファソでは、1996 年に女性器切除禁止の法律が策定されている。しかし、当該法律のモニタリング・実施は進んでおらず、女性器切除の慣行は現在も継続している。

2009 年 4 月 16 日のジェンダーのクォータに関する法律⁸がある。これはコミュンレベル及び国会議員の選挙時における候補者リストで、30%の候補者は女性とすることを義務付けるものである。

表：ブルキナファソにおけるジェンダー関連の法律と規制

法律と規制	年	内容
国内		
基本法	1991 年	性別を理由としたいかなる差別も禁止し、男女平等を規定。
女性器切除禁止法	1996 年	女性器切除を禁止する法律
選挙におけるジェンダーのクォータ導入令	2009 年	コミュン及び国会議員の選挙の候補者リスト 30%を女性にすること。

出所：インタビュー、Quota Project を元に作成

Quota Project ウェブサイト：<http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=22>

⁸ Loi N° 010-2009 /AN du 16 avril portant fixation de quota aux élections législatives et aux élections municipales au Burkina Faso

2-3 ナショナル・マシナリー

女性地位向上ジェンダー省

- 1) 2013 年現在、女性地位向上ジェンダー省が、女性の地位向上及びジェンダー平等の推進の役割を担い、国家ジェンダー政策の実施機関となっている。女性地位向上ジェンダー省における予算不足は、大きな課題である。
- 2) ブルキナファソの各省庁にはジェンダーグループが設置され、各省庁におけるジェンダー主流化が図られている。ジェンダーグループの構成員に対する能力強化を実施していくことが求められている。

[設立背景]

1995 年に北京で開催された世界女性会議の戦略目標及び行動で示された女性の地位向上のための制度的な仕組みの実現のため、1997 年 6 月 10 日の政令(décret)⁹により現在の女性地位向上ジェンダー省(Ministère de la Promotion de la Femme et du Genre)の前身が創設された。女性の社会・経済的な向上に関するブルキナファソ政府の政策を実施し、モニタリングすることが役割とされる。

2013 年に省庁が改編され、新たに「ジェンダー」の名称が加わり、女性地位向上・ジェンダー省となった。これは、女性の地位向上のみならず、広い範囲でジェンダーについて取り組む姿勢の表れといえる。

[組織概要]

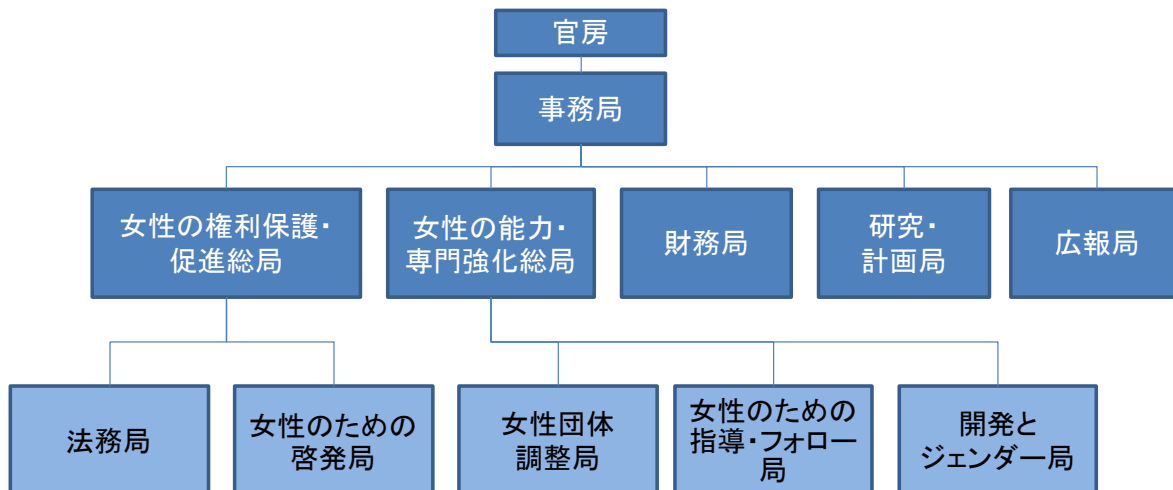
機関名	女性地位向上ジェンダー省 (Ministère de la Promotion de la Femme et du Genre)
設立年	1997 年
予算	90,200 万 FCFA (内、国家予算は 35,700 万 FCFA) (2012 年予算)
目的	女性の地位向上に関する政府の政策の実施及びモニタリング
役割	女性の地位向上のための戦略立案およびモニタリング・評価、男女平等の推進、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利の推進、権利推進省と協力した女性の権利に関する啓発活動、関連機関との女性のための活動を調整すること、NGO や女性関連団体による活動のインパクトのモニタリング・評価、国家ジェンダー政策を関連政府機関とともに、立案、モニタリングすること

出所：女性地位向上ジェンダー省ウェブサイト及びインタビューより作成

<http://www.mpf.gov.bf/index.php/le-ministere/organisation/attributionmissions>

⁹ Décret n°97-270/PRES/PM

[組織図]



(注) 女性地位向上省時点での組織図である。

出所：女性地位向上ジェンダー省ウェブサイト

その他のジェンダー推進のための組織として、ジェンダー推進国家評議会 (Conseil National pour la Promotion du genre) がある。これは首相が議長を務めるジェンダー推進のための国家評議会であり、政府の全ての省、省にあるジェンダーグループ (Cellule Genre)、市民社会グループで構成され、事務局も置かれている。同評議会は、1年に2回会合を開催することになっている。ただし、関係者が300人にも上るため開催に費用がかかり、去年は1回開催されたのみである。

[女性地位向上省による主要な取り組み事項]

●女性への出生証書の交付プロジェクト

ブルキナファソでは、地方では41.9%、都市部では10.7%の女性が出生証書を持っておらず、およそ300万人のブルキナ人女性の出生が公的に認証されていないままとっている¹⁰。出生証書がないために、ブルキナファソ国民の身分証明書を持つことができず、行政手続きなどを行うことができない。さらに、銀行など金融機関との取引、公的に婚姻することもできない他、土地へのアクセスや移動の自由も制限される。身分証明書がない女性は、女性の経済的独立を目的とした支援があっても、支援を受けることができなくなっている。こうした様々な理由のため、女性地位向上省により「女性に出生証明書を (Opération une femme, un acte de naissance)」

¹⁰ 女性地位向上省ウェブサイト：L'appel du ministre de la promotion de la femme : <http://www.mpf.gov.bf/index.php/accueil/35-les-grands-evenements/88-termes-de-reference-de-loperation-un-e-femme-un-acte-de-naissance>

と題されたプログラムが、1 年間に 200 万人の女性に出生証明書を交付することを目的に、他の省庁との協力のもと 2012 年 9 月から 1 年の期間で行われている。

表：出生証明書及び身分証明書の男女別所持率

居住地域	出生証明書		身分証明書	
	女性	男性	女性	男性
都市部	10.7%	6.9%	24.9%	10.3%
地方	41.9%	29.3%	60.1%	24.3%
全体	34.5%	23.9%	50.8%	20%

出所：女性地位向上ジェンダー省ウェブサイト

<http://www.mpf.gov.bf/index.php/accueil/35-les-grands-evenements/88-termes-de-reference-de-loperation-une-femme-un-acte-de-naissance>

●家族法典における差別的な条項の修正¹¹

女子に対する差別的条項改正にも取り組んでいる。現在ブルキナファソにおける女性の結婚年齢が 16 歳となっているが、国連女子差別撤廃委員会からの要請もあり、18 歳に引き上げることになっている。

●女性の議員立候補者への研修¹²

ブルキナファソにはまだ女性議員数が少ないため、女性の議員立候補者への支援を実施している。

- (1) 女性のリーダーシップに関する研修
- (2) 選挙キャンペーン実施の際の技術の指導

[他省庁によるジェンダー関連の主要取り組み事項]

ジェンダー主流化推進のため、全ての省庁においてジェンダーグループ（Cellure Genre）が設置されている。ジェンダーグループは省庁の各部局に属する職員から構成され、男女の構成員が半数ずつとされる。

各省庁におけるジェンダー関連行動計画が策定されているが、その実施は十分とは言えず、今後、ジェンダーグループの構成員の能力強化が必要である¹³。

¹¹ 女性地位向上ジェンダー省「Révision des dispositions discriminatoires au code des personnes et de la famille」
<http://www.mpf.gov.bf/index.php/politiques/nos-projets/86-revision-des-dispositions-discriminatoires-au-code-des-personnes-et-de-la-famille>

¹² 女性地位向上ジェンダー省
<http://www.mpf.gov.bf/index.php/accueil/23-programmes/85-formation-des-femmes-candidates-aux-elections>

¹³ 各省庁及びドナーへのインタビューによる。

●人権・公民推進省（Ministère des Droits Humains et de la Promotion Civique）（2002 年に設置）

目的：政府の人権促進政策の実施とモニタリング。

基本的に、全ての人々を政策の対象としており、啓発活動も対象者を区別せず、広く対象としている。ただし、テーマによっては女性を主な対象とすることがある。たとえば、選挙に関する啓発の場合は女性の投票参加が少ないので、女性がターゲットとなる。

役割：人権保護

- ・ 市民に対して権利に関する情報提供、研修、啓発活動を行うこと
- ・ 人権に関する文書を広く普及させること
- ・ 人権の促進・保護活動について市民社会を支援すること
- ・ 平和と人権の文化を促進すること

個人の権利と集団の権利の促進

- ・ 政府による個人と集団の権利保護を図ること
- ・ 国際的な人権保護・促進の条約の実施とモニタリング
- ・ 人権侵害状況の解決・防止策を実施すること
- ・ 特に、女性、子供、老人、身体障がい者の権利の伸長

公民の推進

公民の推進は、新たに付け加わった役割である¹⁴。

- ・ 公民教育の推進
- ・ 平和
- ・ 社会の経済規則の推進
- ・ 政治的公民精神の推進

¹⁴ 人権・公民推進省へのインタビューによる。

3. 主要セクターにおける女性の現状

3-1 教育分野

教育分野の概況

- 1) ブルキナファソ政府は、基礎教育の推進のため、基礎教育開発戦略プログラムを策定、また識字率向上を目指し、「識字教育推進国家プログラム」を策定している。女子教育推進のため、「女子教育推進国家戦略」を2012年に採択し、女子教育推進は優先分野として位置づけられている。
- 2) 初等教育における女子就学率は改善がみられるが、中等教育における女子就学率・女子修了率は低い数値に留まっており、今後の課題となっている。
- 3) 女子教育の推進に当たっては、女子が教育を受けられる環境づくりが重要と認識されている。早期の妊娠・結婚などが女子教育における大きな課題である。

[政府の政策]

ブルキナファソ政府では、2000年から2009年までの10年間を対象にした基礎教育10カ年計画(Plan décennal de développement de l'éducation de base)の実施を2002年より開始した。同計画の次の計画として、2012年8月に基礎教育開発戦略プログラム(Programme de Développement Stratégique de l'Education de Base : PDSEB) 2012-2021年)が承認されている。

初等教育及び識字教育を管轄する省庁は、国民教育識字省である(Ministère de l'éducation nationale et de l'alphabétisation)。女子教育推進の部署として、女子教育推進局(Direction de la promotion de l'éducation des filles:DPEF)が設置されている。また、現在中等教育・高等教育を管轄する省庁は、中等・高等教育省(Ministère des enseignements secondaire et supérieur)であり¹⁵、女子教育推進のために女子教育・ジェンダー推進局(Direction de l'éducation des Filles et de la Promotion du Genre:DEFPG)が設置されている。中等教育、高等教育及び理系研究に関する政策は、中等・高等教育・理系研究におけるサブセクター政策(Politique sous-sectorielle des Enseignements secondaire, supérieur, et de la Recherche scientifique)が2010年ー2025年の期間について策定、2010年に閣僚会議で採択されている。

また、国民の3分の1以下という低い識字率を背景に、識字教育に関して識字教育推進国家プログラム(Programme national d'accélération de l'Alphabétisation d'ici à 2015:PRONAA 2015)が策定されている。

¹⁵ 以前は中等・高等教育・理系教育省(Ministère des enseignements secondaire, supérieur et de la recherche scientifique)であった。

[ジェンダーに配慮した教育開発計画の有無]

ブルキナファソ政府は、万人のための教育(Education pour tous)及びMDGs達成のために更なる努力が必要との認識から、女子教育推進国家戦略(Stratégie nationale d'accélération de l'éducation des filles:SNAEF)をドナーや関係省庁の参画のもと策定、同戦略は2012年6月19日に内閣で採択された。SNAEFの目標は、インフォーマル教育及び職業訓練も含めた教育へのアクセスや通学における環境づくりを通して女子の教育を促進し、2020年までに初等教育修了率を100%とすることである。SNAEFは、以下に示す9の戦略軸から構成され、今後の活動としては啓発活動、学校建設、生徒の母親、教師への支援等が予定されている。

「女性教育推進国家戦略」における9つの戦略軸

1. 女子教育のための社会全体による取り組みの促進
2. 学校教育に関わるアクター・機関の能力強化
3. 就学前教育、初等教育、後期初等教育における学校環境の改善
4. 女子の基礎教育へのアクセスの促進
5. 女子の学業修了の促進
6. 女子の学業成績の向上
7. 家庭及び学校における女子への暴力対策
8. 女子教育のための組織の能力強化
9. インフォーマル教育、職業訓練の促進

[初等教育]

ブルキナファソにおける教育制度は、3年間の就学前教育、6年間の初等教育（小学校）、4年間の後期初等教育（または前期中等教育、中学校）、3年間の中等教育（高等学校）に分かれている。2007年7月の教育法により初等教育と後期初等教育の10年間が義務教育となった¹⁶。

2011年の初等教育の純就学率は、全体で63.2%であり、男子は65.2%、女子は61.1%である¹⁷。女子の初等教育の就学率については大幅な改善がみられ、男女比は2000年では71.3%であったが、2009年には88.7%となり、2011年には92.7%まで改善している。

初等教育修了率にも課題は残るものの改善している。女子の修了率は2009/2010年から2010年に42.5%から49.1%に増加、他方で男子は49.2%から55.1%となった¹⁸。また、就学状況については地域格差が顕著である。サヘル地方における総就学率は44.6%と低く、男子は46.2%、

¹⁶ JICA「基礎教育セクター情報収集・確認調査：国別基礎教育セクター分析報告書ーブルキナファソー」2012年

¹⁷ World Development Indicators

¹⁸ MENA, Tableau de bord de l'éducation de base, Année scolaire 2010/2011

女子は 42.9%である。また、東部地方の女子総就学率は 52.6%に留まる（東部地方全体の総就学率：53.6%、男子：54.5%）。修了率は、サヘル地方では 27.8%（女子：25.1%、男子：30.4%）、東部地方は 37.7 %（女子：35.3%、男子 40%）である。

初等教育においては女性教員が増加しており、2009 年には 35.6%の女性教員だったが、2010 年には 37.3%となった。

次の図表はブルキナファソの初等教育における純就学率を比較した表である。

表:ブルキナファソ及び他アフリカ諸国との初等教育純就学率の比較

国名	全体(%)	女子(%)	男子(%)	データ年
ブルキナファソ	63.17	61.09	65.19	2011
ベナン	89.14	NA	NA	2008
コートジボワール	61.48	55.82	67.11	2009
ニジェール	62.49	56.61	68.04	2011

出所: World Development Indicators より作成

[中等教育]

中等教育においても、女子の就学率は改善がみられる。まず、前期中等教育に関しては、純就学率では 2007 年には、13.5%であったが(全体:16.1%、男子:18.7%)、2010 年は 15.5%(全体:17.5%、男子:19.5%)から 2011 年には 17.3%(全体:19%、男子:20.8%)に増加した。また、修了率については、前期中等教育に関しては、2011 年では女子は 17.7%(全体:20.3%、男子:23%)に留まっている。高等学校に関しては、女子の修了率は低く、近年あまり指標の改善はみられず 2011 年では、6%(全体:8%、男子 10.5%)である¹⁹。

現在の中等教育の課題としては、中学校の数が少ないため入学が競争となっていることである。男女問わず進学が困難であるが、女子は男子と比較して進学率が低くなっている。これは、特に村落部に住む女子の場合、中学校のある都市部に确实・安全な下宿先の確保が必須となるが、寮完備の施設は少なく、親戚等の家に下宿させることになる。しかし、親にそれを支える経済力がなかったり、親元を離れることで早期妊娠のリスクが高まったりすることから、親が女子を都市部に進学させることをためらうことが多いことが影響していると考えられる。さらに、修了率も問題であり、特に女子の場合は、ジェンダーに基づく暴力を原因(早期妊娠等)とした退学が多く、学業を継続することが困難である。

中等教育の教員数は、全国で 9,532 名であり、そのうち女性は 1,848 名であり、男性より大幅に少なくなっている²⁰。次の表はブルキナファソの中等教育における総就学率及び女性教員の割合を他のアフリカ諸国と比較したものである。

¹⁹ MESS, Annuaire Statistique de l'Enseignement Secondaire 2011-2012, p.27, p.30.

²⁰ MESS, Annuaire Statistique de l'Enseignement Secondaire 2011-2012, p.109.

表:ブルキナファソ及び他アフリカ諸国との中等教育総就学率及び女性教員割合の比較

	中等教育総就学率(%)			女性教員 割合(%)	データ年
	全体	女子	男子		
ブルキナファソ	22.60	19.76	25.35	16.27	2011
ベナン	51.40	38.70	64.24	12.30	2011
コートジボワール	27.14	19.36	34.91	NA	2002
ニジェール	14.44	11.34	17.52	19.35	2011

(*) ベナンの教員割合のデータは 2004 年。

出所: World Development Indicators より作成

[高等教育]

高等教育は大学、グランゼコール、公立・私立の研究機関によって担われている。高等教育に進学した学生数は、2006 年の 33,515 人から、2007 年には、41,779 人に増加したが、学生の割合は人口 10 万人あたり、293 人と少ない。2007 年における男子と女子の比率は、0.45 である。

また、高等教育においては、教員数の不足の問題が指摘されている。女性教員の割合も少なく、2007 年における高等教育の女性教員の割合は 10.26%にとどまる²¹。次の表はブルキナファソにおける高等教育総就学率を他のアフリカ諸国と比較したものである。

表:ブルキナファソ及び他アフリカ諸国との高等教育総就学率

	全体	女子	男子	データ年
ブルキナファソ	3.86	2.55	5.14	2011
ベナン	13.31	5.60	21.19	2011
コートジボワール	8.28	5.69	10.86	2009
ニジェール	1.51	0.86	2.25	2011

出所: World Development Indicators より作成

[識字教育]

MENA の統計によると²²、ブルキナファソの 15 歳以上の識字率は 28.3%であるが、特に女性の方が低く、成人女性の識字率は 21%であるところ、成人男性の識字率は 36.7%となっている。また、都市部と地方では男女別の識字率の統計はないが、都市部では 62.9%、地方では 19.2%と都市と地方の格差が大きい。女性の識字率の低さは、女性の経済・社会的向上を妨げる大きな原因であり、インタビュー

²¹ Ministère des enseignements secondaire, supérieur, et de la recherche scientifique, Politique sous-sectorielle des Enseignements secondaire, supérieur et de la recherche scientifique 2010-2025, décembre 2009.

²² MENA, Tableau de bord de l'éducation de base, Année scolaire 2010/2011.

一からも、地方における女性の識字率向上の必要が指摘された。

識字教育は MENA の管轄となっており、MENA では識字教育を所得創出活動につながる職業訓練に結びつけるようにしている²³。

次の表はブルキナファソにおける成人識字率と他のアフリカ諸国を比較した表である。

表:ブルキナファソ及び他アフリカ諸国との成人識字率(15 歳以上)

	全体	女性	男性	データ年
ブルキナファソ	28.73	21.58	36.68	2007
ベナン	42.36	30.26	55.17	2010
コートジボワール	56.17	46.61	65.17	2010
ニジェール	28.67	15.08	42.93	2005

出所: World Development Indicators より作成

[職業訓練・技術教育]

職業訓練、技術教育に関して、技術・職業訓練国家政策 (Politique nationale d'enseignement et de formation technique et professionnels) が策定され、2008 年に閣僚会議で採択されている。その中で、女性の就労を促進することが重点とされている。

技術・職業教育機関における女子の割合は、国レベルでは、43.9%と男子よりも低い(2011 年)。また、地域格差があり、中部地方においては、女子の割合は 50.6%であるが、東部地方では、39.9%、サヘル地方では 36.0%、南西地方では、35.9%と低い割合となっている。

[教員]

教育の質を向上させるために、教員の質の向上及び教員の人数を増やす必要がある。

ブルキナファソでは、一般に女性より男性の教員のほうが多い。教員は農村部への配属を嫌がる傾向にあるが、特に女性の場合は家族から離れて単身で赴任すること、さらに家族を連れて赴任することが難しく、着任が遅れることがしばしば生じている。もともとブルキナファソでは授業時間数が少ない上に、教師の着任時期の遅れにより、さらに授業時間数が少なくなっている。女性の教員の配属問題で子供への教育への影響がでるという事態になっている²⁴。

²³ MENA へのインタビューによる

²⁴ JICA 関係者インタビューによる。

女子の就学率向上における問題

ブルキナファソでは、教育の全ての段階において、女子が継続して通学できるようにするための環境整備の必要性が関連省庁、ドナーの間で認識されている。

- ・ 女子の通学を継続させることが非常に難しい:家事の手伝いなどのために通学が困難になる。
- ・ 女子に対する暴力としては、早期の結婚、妊娠などがある。
- ・ 社会文化的な女性に対する偏見:男子への教育を優先させること

その他、最近では鉱山や綿花産業で労働する男性による女子の誘拐が、ブルキナファソにおける社会問題となっている。これらの事件は、特にサヘル地方で多いとされるが、件数などの統計は現在の時点では集計されていない。誘拐には様々なケースがあるが、大半の場合は現金を持っている労働者が金銭・食物を条件に、12～13 歳の女子の本人同意、あるいは場合によっては女子の家族の同意を取った上で女子を連れ去るというものである。警察の協力を得て、女子の搜索が行われるものの、国外に逃亡された場合などは、発見は困難である。これらの問題のため、女子や女子の家庭に対する啓発活動が必要とされている。

3-2 保健・衛生分野

保健・衛生分野の概況

- 1) 母子保健の重要性が認識されるとともに、家族計画、HIV/AIDS、水・衛生の分野において、女性への取り組みが各所で行われている。
- 2) 保健・衛生分野での改善はみられるものの、更なる改善が必要である。女性の保健施設へのアクセスや HIV/AIDS、性感染症の予防措置を妨げている問題の背景には、女性が男性よりも社会的・経済的に低い地位にいるために、適切な行動を自ら取ることができなかつたり、男性に対して交渉をすることができなかつたりするという背景がある。

[政府の政策]

ブルキナファソ政府は国家保健政策 (Politique national de santé) を策定し、同政策実施のため、現在、国家保健開発計画 (Plan national de développement sanitaire) 2011－2020 に基づいた活動を実施している。特に母子保健は重要課題となっている。同計画の中では、妊産婦死亡原因としては、HIV/AIDS、マラリア、貧血、ヘモグロビン異常症が挙げられている。また女性の健康に悪影響を与えている原因としては、女性器切除 (FGM)、児童婚、レヴィレート等の寡婦が夫の兄弟と結婚する風習、中絶、保健施設へのアクセスの困難、保健サービスの質の問題、社会慣習上の問題も指摘されている。

[保健]

妊産婦死亡率は、国全体では 2011 年に 10 万の妊産婦あたり 129 である。地方により死亡率は異なり、サヘル地方では 253 と全国よりも高い数値になっている。出産前検診は、HIV/AIDS の母子検査も含めて全て無料であり、最近では出産前検診に来る人数も増加してきている。

また、保健医療サービス施設への地理的なアクセスも問題であるが、女性の地位が男性よりも社会・経済的に低い故に、適切な保健医療サービスの受診や治療を妨げているという問題もある。たとえば、保健所に子供を連れて行く際に、女性は事前に男性(夫)の許可が必要である。夫の許可なく子供を保健所に連れて行った場合には、保健所に行く際の交通費や薬代は女性の負担となる。

次の表は、ブルキナファソと他のアフリカ諸国との妊産婦死亡率(10 万出生あたり)を比較した表である。

表:ブルキナファソと他のアフリカ諸国との妊産婦死亡率

	妊産婦死亡率 (10 万出生あたり)	妊産婦死亡数	データ年
ブルキナファソ	300	2,100	2010
ベナン	350	1,200	2010
コートジボワール	400	2,700	2010
ニジェール	590	4,500	2010

出所: World Development Indicators より作成

[水・衛生]

他のアフリカ諸国でも同様であるが、ブルキナファソにおいて水の確保は一般に女性や子供の仕事とされ、飲料水などの水汲みは女性の一日の労働で大きな時間を占めている。水汲みに時間がかかるために、所得創出活動にかかる時間がなく、さらに女子の就学率の向上を妨げていると指摘されている²⁵。

衛生に関しては、識字率が低いこと等が影響して、衛生に関して地元の人の理解を深めていくことが難しい。また、トイレの設備が整っていないこと、さらに手を洗うなどの衛生観念が十分には根付いていないため、様々な水因性疾患の原因となっている。また、学校において、男女のトイレが分かれていないことが多い。そのため女子に対する配慮がなく、トイレの不整備は女子が通学を続けない原因の一つになっている。

[家族計画]

ブルキナファソ政府は、家族計画に関して「リプロダクティブ・ヘルスに関する製品の戦略計画 (Plan stratégique de sécurisation des produits de santé de la reproduction)」を策定している。同戦略では、避妊具へのアクセスを確保し、リプロダクティブ・ヘルスにおいて質の高いサービスを提供することを目的とし、避妊具購入に対する補助金交付も実施している。こうした努力を背景に、2010 年は避妊具の利用は、28.3%であったが、2011 年には 34.2%に上昇している²⁶。

家族計画に関して、ブルキナファソでは子供は神様からの賜りものという考え方が多いため、子供の数を限定するという考え方は、人々には受け入れられにくい。保健省では、「4 つの「過剰」(QUATRE TROP)」という側面から家族計画に取り組んでいる²⁷。すなわち、早過ぎる妊娠、出産の間隔が狭すぎる妊娠、多すぎる出産、遅すぎる出産 (40 歳以降) の 4 つである。

²⁵ 水・水利・公衆衛生省へのインタビューによる。

²⁶ Ministère de la santé, Santé Annuaire 2011

²⁷ 保健省インタビューによる。

[HIV/AIDS・性感染症]

ブルキナファソでは、HIV/AIDS 対策が、大統領の強いイニシアティブの下に進められている。AIDS 対策国家会議 (Conseil national de lutte contre le SIDA) の議長は大統領自身が務めている。また、保健省に「HIV/AIDS 性感染症対策プログラム (Programme sectoriel santé de lutte contre le VIH/SIDA et les IST)」が設置され、検査と啓発活動などの予防活動、HIV/AIDS の医薬品提供、疾病のモニタリングの 3 つの柱から活動を行っている。これらの取り組みを背景に、ブルキナファソにおける HIV 感染率は 1997 年には 7.17% であったが²⁸、2010 年には 1.2% まで減少している²⁹。

他方で、一夫多妻制やレヴィレート³⁰の習慣などから、HIV/AIDS や性感染症の感染を防ぐことが難しい。また、女性の立場が男性よりも弱いために、性感染症対策が困難という面もある。たとえば、男性が検査によって病気に感染したことが分かった場合に、女性を検査に連れてくることはあるが、その逆に女性が感染したことが分かった場合に、相手のパートナーを検査に連れてくることは難しい。そもそも女性が夫の許可を得てから、検査を受けたかどうかとも問題になる。女性が自発的に検査を受けようとしても、男性側の許可を事前に得ることも難しい。さらに、女性は男性と交渉する立場にないため、避妊具使用を男性に求めることも困難な状況である。

HIV/AIDS の分野において、近年の懸念事項としては、売春、同性愛者の HIV/AIDS や性感染症の問題がある。ブルキナファソにおいては、同性愛者数は多くないと考えられているが、社会的に認められておらず、社会的排除の対象となっている。他方で、同性愛者の HIV/AIDS 感染率は高いことから、これらの人々に対する活動の必要が認識されている。

また、ブルキナファソの天然資源のため鉱業への投資が多くなっているが、鉱山サイトでの売春が増えてきている。ブルキナファソでは、売春に対する規制法も定められていない。具体的な統計はないものの、鉱山サイトにおける HIV/AIDS 感染拡大が懸念されている³⁰。

次の表は、ブルキナファソとその他のアフリカ諸国における HIV 感染率を示している。

表：ブルキナファソ及び他アフリカ諸国と HIV 感染率の比較

	全体 (15－49 歳人口 に占める割合)	女性 (15－24 歳人口 に占める割合)	男性 (15－24 歳人口 に占める割合)	データ年
ブルキナファソ	1.1%	0.6%	0.3%	2010
ベナン	1.2%	0.8%	0.4%	2010
コートジボワール	3.0%	1.4%	0.6%	2010
ニジェール	0.8%	0.5%	0.2%	2010

出所：World Development Indicators より作成

²⁸ Ministère de santé, Annuaire statistique 2005

²⁹ Ministère de santé, Annuaire statistique 2011

³⁰ 保健省インタビューによる。

[女性器切除]

女性器切除(FGM)の慣習はブルキナファソで広く行われている。1996 年には 15-49 歳の女性の 66%に処置されていたとされる。女性器切除対策として、法律により禁止されているほか、国も女性器切除対策国家委員会(Comité national de lutte contre la pratique de l'excision:CNLP)を設置している。

法律により禁止されているものの、法律の実施が行われておらず、処罰もなされないため、ブルキナファソでは依然として行われている。横行している他の原因としては、FGM を生業とする切除師たちが職を失うために、抵抗しているという面もある。そのため、切除師たちへの所得創出活動についても考慮する必要がある。

3-3 農業分野

農業分野の概況

- 1) 農業はブルキナファソの主要産業である。生産される農産物の大部分は自給自足で消費されている。女性は、食糧生産の主な担い手となっているが、設備や資金へのアクセスは容易ではなく、女性をとりまく環境は厳しい。
- 2) 政府は、男女平等な土地のアクセスを促進する方針であり、法律上も男女平等な土地所有が認められている。しかし、実際には、女性の土地所有は特に地方において困難であり、女性の経済的自立が妨げられる原因となっている。

[政府の政策]

ブルキナファソにおいては、地方における貧困率が 50.7%であることから、SCADD の第一戦略軸：加速した成長の発展の中で、農業は優先セクターに位置づけられている。この中で、土地については、土壌の保全以外にも土地へのアクセスが重要と認識している。土地へのアクセスは、女性のみならず男性にとっても重要な問題であるが、政府は 2007 年に、地方における土地所有に関する国家政策を制定し、土地への衡平なアクセスを実現することを目指している。

[農業]

農業は、GNP の約 30%を占め、人口の 80%が従事する主要産業であり、ブルキナファソの経済および雇用を支える重要なセクターである。綿花を除き、農業は食糧となる農産物の生産であり、生産される食料のうち、60～70%は家庭で消費されている³¹。また、ブルキナファソの農業は、降雨に頼った農業であり、気候変動に非常に脆弱である。

ブルキナファソの農業においては、女性は男性が土地を所有する家族の畑で、自給自足のための食糧生産を行うことが主要な仕事となっている。PNG によると 75%の自給自足のための生産は女性によって担われているとされる。しかし、現金を管理するのは男性であることが多く、担保にできる土地等も男性の名義であることが多いため、女性は農業資機材の購入や資金へのアクセスの点で、男性と比較すると制限が多い。また、女性が多くの家畜を所持することはまれであり、農業においても男性と女性の分業が行われており、たとえばシアバターの生産は女性の仕事とされている。

³¹ FIDA, Burkina Faso, Options stratégiques pour le programme-pays, septembre 2007

[農地所有]

土地所有に関する法律は、性別に基づく差別を禁止している。ブルキナファソ政府は、地方における土地所有に関する国家政策（*Politique Nationale de Sécurisation Foncière en Milieu Rural*）を 2007 年に採択し、土地への衡平なアクセス、投資や利用を保証し、貧困削減、平和構築、及び持続可能な開発の実現を目指している。同政策の中では、女性も男性と同様に土地へのアクセスの権利があることが明記されている。

また、村における土地委員会（*Commission Foncière Villageoise*）においては、最大 9 名の委員のうち、女性の代表を 2 名含めるように規定するなど、女性に対しても配慮している。

しかし、実際には女性が土地を所有することは、特に地方では困難なのが実情である。また、男性（夫）が女性に対して、土地を与える場合はあるが、必ずしも肥沃な土地を与えない場合も多い。女性が遺産を受ける権利も実質的にはないため、土地を相続することもできない。土地へのアクセスが女性にないことは、女性の経済的自立を妨げる大きな原因となっている。

3-4 経済活動分野

経済活動分野の概況

- ブルキナファソでは女性の協同組合による所得創出活動の促進が実施されている。
- 女性の金融へのアクセスは困難であるため、女性所得創出活動支援基金が設置され、女性に対する資金貸し付けを実施している。

[雇用]

ブルキナファソの雇用は、主として男女ともに農業セクター、またインフォーマル・セクターが多い。女性は、特に農業やインフォーマル・セクターにおける低い所得活動に従事していることが多い。具体的には、自給自足のための農業や零細な小売業である。また、職業訓練の段階から、女性は、専門性が低いサービス産業を選択することが多く、結果的に所得の低い職業に就職してしまうことが多い。この背景には、女性は家庭において家事を負担していること、さらに経済力が不十分であることが指摘されている³²。

雇用創出を促進するため、2008 年からブルキナファソ政府は、雇用国家政策 (Politique nationale de l'emploi: PNE) を実施している。PNE においては、女性が雇用において脆弱な地位にあることを認識し、女性の雇用促進の必要性を確認している。

[女性の協同組合]

ブルキナファソ政府は、協同組合結成に際して女性の組合 (coopératives) 結成を促進している。女性のみの組合結成については、法律がアフーマティブ・アクションとして認めると規定している。2010 年時点で、全国で 2,500 の組合があり、組合数でみると、3 分の 1 は女性のみで構成される組合であった。女性の組合は男性の組合に比べて、小規模な場合が多い。また、男女の組合問わず、組合に参加する構成員全員における男女別割合についても、女性が占める割合は 3 分の 1 程度である。ブルキナファソでは、明確な男女の分業制があり、その中で女性仕事とされている作業にはビールづくりやシアバターなどがあり、こうした活動は女性の組合で行われている。一方、伐採、猟、漁、などは男性の仕事とされている。

シアバターは、ブルキナファソ特有の産品であるため、主要な輸出産品となっており、欧米企業からも注目が集まっている。こうした状況を背景に、女性団体の中には、シアバターやその他ブルキナファソの特産品の生産・販売を手がけ、会社化している組織もある。

³² Ministère de la jeunesse et de l'emploi, Politique Nationale de l'emploi, mai 2008

[女性の金融へのアクセス]

ブルキナファソでは、女性が所得創出活動を始めるに当たって、銀行から資金を借りようとしても、比較的小額の借り入れであるために銀行が貸したがらないこと、また銀行では利率が高いことから、女性が借り入れをすることが難しい。この状況に鑑み、政府が、UNDP や UNFPA の協力を得て、フィージビリティ調査を行った結果、女性のためのファンドを設立することが決定され、1990 年 9 月に女性所得創出活動支援基金（Fonds d'Appui aux Activités Rémunératrices des Femmes : FAARF）が設立された。FAARF により、最初に女性に対して貸付が行われたのは 1991 年 5 月である。FAARF は経済財政省（Ministère de l'économie et des finances）の監督下に置かれている。FAARF では、字が読めない女性やフランス語を話すことが出来ない女性に対しても、資金の貸付を行っている。

1991 年から 2010 年 12 月末までの貸付金額をセクター別にみると、以下のとおりの割合になっている。農業が少ない理由は、女性が土地を持っていないためである。また牧畜の割合が多いのは、家で家事をしながらも家畜を飼うことができるからである。シアバターの製造などは全て、加工業とされる。

■FAARF による貸付金額のセクター別割合

- 農業 : 3.05%,
- 工芸 : 1.97%
- 牧畜 : 43.27%
- 加工 : 26.15%
- 商業 : 35.74%
- その他 : 0.32%

こうした所得創出活動においては、女性はリスクをとらない傾向があることが指摘されている。新しいことに挑戦したりすることを躊躇したりするため、全員が同じ所得創出活動をしてしまい、多様性がなくなり、商売として成功しにくくなることが多い。こうした点を改善するため、FAARF ではマーケティングなどの研修も実施している³³。

[鉱業]

鉱業への外国投資も多く、2009 年以降、金はブルキナファソにおける輸出産品の第 1 位となっている。SCADD の「第一戦略軸：加速した成長の発展」の中で、鉱業は優先セクターの一つに位置づけられ、鉱業により経済成長の加速が期待されている。

³³ FAARF へのインタビューによる。

他方で、具体的な統計はないものの、鉦山サイトにおける売春の増加、それに伴う性感染症拡大、鉦山労働者による女子の誘拐等が懸念事項であり³⁴、今後も注視していく必要がある。

³⁴ 保健省、中等・高等教育省、ドナーインタビューによる。

4. 実施中の JICA 事業でのジェンダー主流化状況

4-1 JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状

日本政府のブルキナファソへの援助基本方針は、SCADD2011-2015 で掲げられている優先課題を踏まえ、「成長の加速化」のけん引役となるべき農業振興、及び経済成長のためにも不可欠な「人的資本の強化」の 2 点に関する支援となっている。重点分野としては、農業開発、教育の質の向上、さらに地域経済統合の促進である。

本調査においては、すでに終了している案件を含む 4 案件及び青年海外協力隊員を含む JICA 関係者からの聞き取りを実施し、JICA 協力案件におけるジェンダー主流化にかかる現状の確認を行った。

[全般的な傾向]

プロジェクト自体に、「女性の地位向上」や「ジェンダーに関する活動」といった活動項目が入っていない場合が多いが、プロジェクトの効果的な運営・実施には、女性の参加が必要であるという認識をプロジェクト関係者が強く持っていることが確認された。特に、教育や給水関係のプロジェクトでは、裨益者が男女全ての人々であることがプロジェクト実施の前提にあるため、必然的に女性をプロジェクトに巻き込むことの重要性が全ての関係者によって認識されている。

しかし、ジェンダーに関する具体的な活動項目が入っていないため、女性の参加促進を図るための指標を含めた確認作業をとることまでは、プロジェクトでは求められていないことが多い。そのため、プロジェクト実施中に、なんらかのジェンダー課題が確認された場合でも、追加の活動や指標を設定することは、プロジェクトレベルでは困難になっている。さらに、その課題や教訓を他のプロジェクトに役立てるために、具体的な活動を行うことは難しい。

政策立案に関するアドバイザー業務においては、業務の性格上、ジェンダーをテーマとして具体的な活動や事業実施を専門家自身が行うことはないものの、男性、女性の両方の状況を把握した上で、双方の課題やニーズに対して対応していく必要があるとの認識が十分になされている。

4-2 セクター毎のジェンダーに関わる活動事例

[教育セクター]

教育セクターにおいては、JICA プロジェクト関係者が、教育は男女平等に行うものという認識を強く持ち、ジェンダーに関する個別の活動がない場合であっても、このような意識があることが確認された。ただし、当然ながら、既存のブルキナファソの人的資源にジェンダー非対称性がある場合については、プロジェクトレベルでの対応はできない（たとえば教員で女性数が元から少なく、プロジェクトではジェ

ンダー比を改善できない場合)。また、小学校建設では、女子に配慮し、トイレの建設が行われているほか、サヘル地方初等教員養成校建設計画においては、子供のいる女学生のために寄宿舎を建設するなどの配慮が行われている。

学校運営委員会支援プロジェクトでは、プロジェクトが開発した機能化モデルによる学校運営委員会の設立を支援しているが、学校運営委員会の執行部に、地域における女子就学推進のフォーカルポイントとして「女子就学促進担当」のポストを設置している。このポストは、同プロジェクトが学校運営委員会(COGES)機能化のためのモデルとして執行部内に作ったポジションであり、今後省令の中に盛り込まれ、正式なポストとなる予定である。

同プロジェクトでは、住民総会による活動計画を策定するモデルを普及している。住民総会への女性の参加は多くみられるものの、女性の多くは非識字者が多く、活動計画策定にこれらの非識字者が実質的に参加していくことは困難も多い。非識字者を、どのようにコミュニティの意思決定プロセスに巻き込んでいくか、という課題が認識されている。

また、教育セクターにおいては女子の就学率向上などのほかにも、子供への体罰が日常的に行われているとの指摘があった。これらの体罰などは、学校における女子への暴力を助長する遠因ともなると考えられ、こうしたプロジェクト内での気づきの点を関係者間で共有していくことが重要である。

[農業・森林業]

コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画プロジェクトでは、ジェンダー平等の促進が活動に取り込まれており、住民組織形成に当たって、女性の参画を促進するために、女性を執行部に含めるように働きかけを行うなど工夫を行った。また、非木材林産物による住民の生計向上活動では、シアバターといった伝統的に女性の仕事とされる製品のバリューチェーン強化に取り組み、女性の自立に向けた貢献を行った。また、女性だけの所得創出活動だけではなく、男性が取り組むことのできる生計向上活動も同時に行っており、男女バランスに配慮を行っている。

[水セクター]

ブルキナファソ政府自体が、水利用者管理組合に女性を入れることを義務付ける規定を設けており、もともと水分野においては女性参加が前提とされている。

中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクトにおいて、水利用者組合設置を進めているが、組合において、会計職など女性が重要なポジションを担うケースも出始めている。また、女性や若年層の議論への参加を促すため、まず男性、女性別々でグループ分けして議論を行ったり、司会も男女のペアのアニメーターで行ったりするなどの工夫を行っている。啓発活動を行う際には、紙芝居による説明を行うが、そのような際には男女両方が登場するようにし、性差を固定化しないように配慮している。

[インフラ]

アフリカの地域機関（UEMOA、ECOWAS 等）は、現在のところ、セクター毎の課題への対応が優先されており、ジェンダーなどの分野横断的な視点は弱い³⁵。また、インフラとジェンダーの関係について議論されるようになってきたのは比較的最近であり、今後も国際的な議論の動向を踏まえていくことが必要である。

³⁵ TICAD インフラアドバイザーへのインタビュー

5. ブルキナファソにおける開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

〔開発計画・事業実施におけるジェンダー分析の強化〕

ブルキナファソにおいては、あらゆるセクターにおいて女性が重要な役割を実質的に果たしているものの、家庭内、さらに社会的な女性の地位は低く、女性をめぐる状況は依然として厳しい。MDG 達成のためにも、女性の役割を確認し、さらに男性の意識変革を促すための開発援助事業が求められている。

ジェンダーについては、「女性の地位向上」と捉えられることが多いが、実際にはジェンダーには男女双方の関係が含まれていることに注意すべきである。男女間の不平等の格差をなくす過程においては、女性への働きかけのみならず、男性への働きかけが不可欠であるという認識を、はじめに援助関係者が共有することが重要である。特に、ブルキナファソのナショナル・マシナリーも、女性の地位向上だけでなく、ジェンダーも名称に加わったことに留意しなければならない。

また、プロジェクトにおいて直接ジェンダーに関する問題に取り組むことについては、十分な注意を要する。その理由としては、まず女性のみを裨益者とした場合に、社会的に作られた女性の役割を「再確認」し、「固定化」することにつながる可能性があるためである。特に、部ブルキナファソにおいては、男女の分業が強く根付いているため、伝統的な女性の役割に重点を置きすぎると、伝統的な分業制を固定化させることになり得る。また、ジェンダーとは男性と女性との関係性の問題であるにもかかわらず、女性のみを裨益の対象とすることによって、男性を排除してしまい、男性の意識変革・行動変革をもたらさなくなる恐れがある。したがって、プロジェクトが行われることによって、男女間の関係性にどのようなインパクトが予想されるかも、検討する必要がある。

あらゆる分野におけるジェンダー主流化と女性の参画を促進していくためには、以上の点を念頭に置き、プログラム策定、さらにプロジェクト計画立案時において、ジェンダーの状況に関して事前の分析を実施することが重要である。

そして、事前分析に基づいて、適切な指標設定を行うことも重要である。特に、ジェンダー課題は、長年の伝統や慣習に基づいたものであり、変革には時間がかかる。そのため、様々な指標を男女別に集計しておくことは、プロジェクトの結果を評価する際のみならず、その後のプロジェクトやプログラム全体のジェンダー課題への対応に大きく寄与するものと考えられる。

〔女性の経済的自立と女性の意思決定過程への参画促進〕

女性のエンパワーメントという観点では、女性の経済的自立を促進するとともに、意思決定過程への参画を促進していく必要がある。ジェンダーは男女双方に関係するということを認識し、男性に対しても

配慮しつつ、この2点を認識した支援が全てのセクターにおいて求められている。

ジェンダー課題への対応においては、漠然とした女性の地位向上を目指すのではなく、何か具体的かつ実質的な事項を通して、男性及び女性の意識変革を促すことが有効である。例えば、所得創出活動や農業等の技術習得を活動のメインとしているプロジェクトの中に、識字教育を組み込み、女性の識字教育の促進とすることなどが考えられる。

〔ジェンダー主流化に向けた行政能力の向上支援と JICA 事業〕

女性地位向上ジェンダー省は、女性の地位向上のための政策策定・実施を行っているが、予算も人員も不十分である。

また、ジェンダー課題は分野横断的となるため、具体的なジェンダーに係る活動は、女性地位向上ジェンダー省の管轄ではなく、他省庁の管轄となることが多い。例えば、VBG については、教育現場からの対応は、国民教育省や中等・高等教育省、また保健分野からのアプローチを取るという点では、保健省との連携が必要となる。つまり、女性地位向上ジェンダー省が、その役割を推進するためには、必然的に他省庁との協調・調整が必要となる。

女性地位向上ジェンダー省による他省庁との連携、さらに各セクターにおける女性の状況を把握するという点では、各省庁内に設置されたジェンダーグループの役割が期待される。今後は女性地位向上ジェンダー省を中心としたジェンダーグループのネットワーク化と、各省庁におけるジェンダー主流化の実施に必要な予算配分、さらにジェンダーグループのメンバーの能力強化も必要である。

また、JICA 事業の計画・立案を実施する際に、各セクターでの男女の状況について把握することが重要である。

〔他ドナーとの意見交換・協調の重要性〕

ブルキナファソにおいては、60余りの民族が居住し、民族毎に文化や伝統、慣習が異なり、女性の地位なども異なる。支援を予定する地域における女性のニーズを十分に把握するためには、事前の分析が必要であるが、そのためには現地で活動する他ドナーや、NGO などの団体や関係者との協調や連携をしていくことが必要である。また、ブルキナファソにおいては、村の有力者、宗教指導者からの理解と協力を得ることが、プロジェクトを実施する上で重要である。

ブルキナファソにおいては、二国間ドナー及び多国間ドナーのジェンダーにかかるドナー協調・協力の場としてジェンダー・コンサルテーション・グループ(Cadre concertation genre:CCG)が組織されている。CCG の活動は、国家ジェンダー政策の策定に大きく貢献しており、ブルキナファソにおけるジェンダー課題の確認や議論の方向性を把握する上でも、非常に有益な場であると考えられる。

6. 国際機関その他機関によるジェンダー関連援助事業

6-1. 援助協調の取り組み

多国間ドナー、二国間ドナーが参加する枠組みとして、ジェンダー・コンサルテーション・グループ (CCG) が組織されている。参加するドナーは年によって異なるが、7～8 の二国間ドナー (スイス、オランダ、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク等)、7～8 の多国間ドナー (UNDP、UNICEF、UEMOA、AfDB、WB、WHO、UNFPA、EU 等) が参加している。定期的に会合が開かれ、ドナー間の情報共有が行われている。また、ジェンダー・コモン・ファンド (Fond commun genre) が設置され、ジェンダーに関するプロジェクトへの資金供与も実施されている。また、政策面では、ジェンダー・コンサルテーション・グループは、PNG の策定においても大きな役割を果たしている。

6-2. 各援助機関におけるジェンダー関連支援

図表：各援助機関におけるジェンダー関連支援
(案件の一部に女性・女児への支援を含む) の一覧

案件名	実施機関	カウンターパート機関	期間	予算	対象分野	概要
国際機関						
人権と女性と子供の権利に関する研究・分析	UNICEF	—	2011	90,450 USD*	人権	女性と子供の権利に関する調査研究
女子の基礎教育	UNICEF	—	2011	121,309 USD*	初等教育	女子の基礎教育
妊婦のための PMTCT-ARVS	UNICEF	—	2011	2,737 USD*	HIV/AIDS	妊婦のための HIV 母子感染予防と所得創出活動
女性のための所得創出活動	UNICEF	—	2011	9,694 USD*	HIV/AIDS	女性のための所得創出活動
成人と女性のための識字プログラム	UNICEF	—	2011	112,909 USD*	基礎教育	女性と成人のための識字教育
保健セクター支援・マルチセクター AIDS プロジェクト	World Bank	—	2011	2,994,173 USD*	保健	母子保健サービスの質の向上と利用の促進(マラリア予防等含む)。HIV 予防と HIV/AIDS による社会・経済への影響の緩和
後期初等教育	World Bank	—	2011	7,444,588 USD**	中等教育、職業教育、高等教育、技術教育、	中等教育を卒業する生徒の数と質の向上、及びジェンダー及び地域間の格差の削減
若者へのリプロダ	UNFPA	—	2011	666,910	リプロダ	若者のリプロダクティブ・

案件名	実施機関	カウンターパート機関	期間	予算	対象分野	概要
クティブ・ヘルス及びジェンダープロジェクト				USD**	クティブ・ヘルス	ヘルス及びジェンダー
二国間ドナー						
FGM 対策	デンマーク	CNLP	2008－2013	27 百万 DDK	VBG	FGM 対策のための NGO や現地団体の能力強化
男女平等	スイス	政府	2011	112,714 USD*	ジェンダー	ジェンダー
PNG	オランダ	政府	2011	89,000USD**	ジェンダー	PNG
女性の軍への参加	オランダ	政府	2011	296,758USD*	ジェンダー	インフラの建設
保健、HIV/AIDS、人権プログラム	ドイツ	公的セクター	2011	52,571USD*	人権	リプロダクティブ・ヘルス
HIV 予防とリプロダクティブ・ヘルスの推進	ドイツ	公的セクター	2011	1,665,927 USD*	HIV/AIDS	HIV 予防とリプロダクティブ・ヘルスの推進のためのソーシャル・マーケティング
女性センターの建設	ドイツ	ナショナル NGO	2011	49,867 USD*	ジェンダー	女性センターの建設・整備
NDI 2009-2013	スウェーデン	NGO	2011	770,511USD*	デモクラシー	女性の政治参加の促進、女性の権利保護、貧困削減
農村地帯の女性の識字率向上	イタリア	NGO、市民社会	2011	11,818 USD*	教育	農村地帯の女性の識字率向上
女性の権利保護	イタリア	その他	2011	1,390 USD*	人権	教育と生活水準向上を通じた女性の権利保護伸張
陶器製造パイロットプロジェクト	イタリア	NGO、市民社会	2011	10,887 USD*	職業訓練	サプライヤーと販売ネットワークの発展、製造共同団体の設立、地方の女性のための所得創出活動、
歯磨き粉と石鹼の精算	イタリア	MISC	2011	1,949 USD*	保健	女性団体が生産する歯磨き粉と石鹼を通して、衛生の向上と雇用機会の創出
地域開発	イタリア	－	2011	34,065 USD*	マルチセクター	農業生産、家畜、所得の多様化と水管理と衛生を通じた現地のアクターの能力強化(特に女性)

案件名	実施機関	カウンターパート機関	期間	予算	対象分野	概要
マラリア対策保健プログラム支援	イタリア	—	2011	2,629,283 USD*	マラリアコントロール	5歳未満幼児と妊婦に対するマラリアによる死亡率削減
女性のエンパワーメント	韓国	現地 NGO	2011	119,036 USD*	ジェンダー	識字教育(ローカル言語及びフランス語)、疾病予防教育の現状調査
Fada N Gorma における女性センター	スペイン	現地 NGO	2011	66,066 USD*	ジェンダー	女性センターの設置
L'ouvre Léger Programme	CIDA	現地 NGO	2006-2012	27,500,000 CAD	基礎教育、保健、中小企業振興等	社会、政治、経済面で、排除された人々の社会への統合促進

(*) 2011 年の支出実績(USD Current)

(**)CRS におけるプロジェクトの合計金額

一般財政支援や FCG などのコモンファンドへの拠出は含めない。

出所:OECD CRS データベース、FTS、現地ヒアリングから作成

7. ジェンダー関連の情報源

7-1 関連機関・組織・人材リスト

組織名	対象分野	活動	連絡先
政府関係者			
女性地位向上・ジェンダー省	ジェンダー一般	ジェンダー主流化と女性の地位向上	Tel: 50 50 53 62 01 BP 303 Ouagadougou Kadiogo 01 Ouagadougou
人権・公民推進省	人権一般	人権保護及び公民の推進	-
国民教育識字省	教育	初等教育及び後期初等教育における女子教育の推進	03BP 7032 Ouagadougou
中等・高等教育省	教育	中等教育及び高等教育における女子教育の推進	-
水・水利・公衆衛生省	水・水利・公衆衛生一般	水・水利・公衆衛生	01 BP 7005 Ouagadougou
農業・食糧安全保障省	農業、食糧安全一般	女性の土地へのアクセス等	01 BP 360 Ouagadougou
保健省	保健一般	母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDS 対策等	-
国際機関			
UNFPA	ジェンダー一般	HIV/AIDS、家族計画等	Immeuble des Nations Unies 01 BP 3420, Ouagadougou 01
UNICEF	子供及び母親	教育、水・公衆衛生、栄養	Tel 50 30 14 65/66 Immeuble des Nations Unies 01 BP 3420, Ouagadougou 01
その他			
女性所得創出活動支援基金	経済活動	女性の所得創出活動支援、資金の貸付等	01 BP 5683 Ouagadougou
CCG	ジェンダー一般	ジェンダーに関するドナー会合	-

7-2 関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
Stratégie nationale d'accélération de l'éducation des filles 2012-2021	MENA	MENA	2012
Programme Nationale d'Accélération de l'Alphabétisation (PRONAA) 2011-2015	MENA	MENA	2012
Tableau de bord de l'éducation de base, Année scolaire 2010/2011	MENA	MENA	2011
Statistiques de l'éducation non formelle campagne 2011	MENA	MENA	2011
Annuaire Statistique de l'enseignement secondaire 2011-2012	Ministère des enseignements secondaire et supérieure	Ministère des enseignements secondaire et supérieure	2012
Annuaire Statistique Santé 2006	Ministère de la santé	Ministère de la santé	2007
Annuaire Statistique Santé 2007	Ministère de la santé	Ministère de la santé	2007
Annuaire Statistique 2008	Ministère de la santé	Ministère de la santé	2009
Annuaire Statistique 2009	Ministère de la santé	Ministère de la santé	2010
Annuaire Statistique 2010	Ministère de la santé	Ministère de la santé	-
Annuaire Statistique 2011	Ministère de la santé	Ministère de la santé	2012
Etude pour la Formulation de la Politique nationale Genre du Burkina Faso Draft 3	Ministère de l'économie et des finances	Cadre de concertation genre	2008
Bilan de la mise en œuvre du programme d'action de la conférence internationale sur la population et le développement quinze ans après (CIPD+15)	Ministère de l'économie et des finances	UNFPA	2009
Recensement Général de la Population et de l'Habitation de 2006, Analyse des Résultats Définitifs, Thème 14 : Situation Socioéconomique des personnes âgées	Ministère de l'économie et des finances	Union européenne	2009
Enquête nationale sur l'accès des ménages aux ouvrages d'assainissement familial- 2010 Monographie Nationale	Ministère de l'Agriculture et de l'Hydraulique	Ministère de l'Agriculture et de l'Hydraulique	2011
Analyse de la situation de la pauvreté et de la vulnérabilité de l'enfant et de la femme au Burkina Faso	UNICEF	UNICEF	2010
Stratégies nationales pour le	Ministère de la	MPF	

renforcement du rôle des femmes dans le processus de développement	Promotion de la Femme		
Document de la politique nationale genre du Burkina Faso	MPF	MPF	2009
Groupe de Travail sur les Violences Faites aux Femmes, Etude de base du Programme conjoint « Violences à l'égard des femmes au Burkina Faso »	Réseau Inter Agences sur les Femmes et l'égalité des genres		2008
Analyse de l'évolution de la pratique de l'excision au Burkina Faso	Population Council	Population Council	2006

8. 用語・指標解説

<用語説明>

用語	説明
ジェンダー (gender)	社会的・文化的性差のこと。生物的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されるため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。
ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)	女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、すべての政治的、経済的そして社会的な場において、男性の関心と経験と同様に、女性を政策とプログラムにおけるデザイン、実践、モニタリングおよび評価の不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである
ジェンダー・フォーカル・ポイント (gender focal point)	省庁の各部局に配属されたジェンダー平等推進のための担当官。政策、制度、プログラム事業等のジェンダー主流化に取り組む。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health /rights)	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性の地位向上及びジェンダー課題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
女性のエンパワーメント (women's empowerment)	ジェンダー差別により意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける（self-empowerment）道を開くことである。女性の経済エンパワーメント、とも使われる。
アファーマティブ・アクション (affirmative action)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
再生産活動 (reproductive activities)	子どもを生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。
インフォーマル・セクター (informal sector)	小規・零細模で家族経営による経済活動の形態。ILO の定義によれば、この部門における経営では、単純技能を用いており、資本は不十分で、特定の場所的基盤を持たず、最小限或いは全く従業員を雇用しておらず、法制度の保護を受けられず、適正な会計処理能力等が欠如している。
マイクロファイナンス	小口融資や貯蓄、保険等の金融サービスを享受する機会を与えること

用語	説明
(microfinance)	で貧困層の所得向上をめざす、低所得者及び零細企業向けの小規模金融システム。グラミン銀行に代表されるように、農村の女性農民を対象とすることが多い。
ノン・フォーマル教育 (non-formal education)	正規の学校教育以外に、生涯教育、識字教育、ライフスキル教育などの目的をもって組織された教育活動。通常、対象となるのは現在学校教育を受けていない、または、過去に（十分な質の）教育が受けられなかった人々で、成人も子供も対象となり得る。内容・規模・対象者・実施方法などが多種多様であることが特徴である。
ミレニアム開発目標 (millennium development goal)	国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめた 8 つのゴールから構成される目標。ミレニアム宣言とは、2000 年 9 月に国連ミレニアム・サミットで採択された、平和と安全・開発と貧困・環境・人権とグッド・ガバナンス（良い統治）・アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものである。

<指標説明>

用語	説明
ジニ係数	所得分配の不平等の度合いを示す係数。0 と 1 の間の値を取り、完全に平等な場合を 0、完全に不平等な場合を 1 ととる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年齢(15-49 才)の女性の年令別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年令別出生率で一生の間に生む平均子供数を表す。
1 才児未満乳児死亡率	出生 1000 に対する 1 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
5 才児未満幼児死亡率	出生 1000 に対する 5 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
低体重児率	2500 グラム以下で生まれた新生児の割合。
軽水補水療法 (ORT) 使用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代用溶液が使用される比率。